

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不良空き家の除却を促進し、もって市民が安全安心で、快適に暮らせるまちを確保することを目的に、草津市（以下「市」という。）に在する不良空き家の所有者等に対して、予算の範囲内において、草津市不良空き家除却促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、主として居住の用に供される建築物をいう。
- (2) 不良空き家 空き家のうち、その構造または設備が住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同程度に不良であるため、居住その他の使用がなされることが著しく不適当な空き家をいう。
- (3) 所有者等 不良空き家の所有者または当該所有者の相続人をいう。
- (4) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業（土木事業、建築工事または解体工事業に限る。）の許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業者の登録を受けた者をいう。

(補助対象不良空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる不良空き家は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存する1年以上居住その他の使用をされていないものであること。ただし、当該不良空き家が長屋または共同住宅であるときは、全戸において1年以上使用されていないものに限る。
- (2) 個人が所有するものであること。

- (3) 補助金の交付を受ける目的で故意に破損等させたものではないこと。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、所有権以外の権利が設定されているときであっても、当該権利の権利者が当該不良空き家の除却について同意するときは、この限りでない。
- (5) 法第22条第2項の勧告を受けていないこと。
- (6) 次に掲げる住宅の区分に応じて、別表に定める不良度判定基準に掲げる評定項目の評点の合計が、100点以上のものであること。

ア 住宅（イまたはウに該当するものを除く。） 別表第1

イ 鉄筋コンクリート造の住宅 別表第2

ウ コンクリートブロック造または補強コンクリートブロック造の住宅 別表第3

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に存する不良空き家の所有者等であって、当該不良空き家の除却を実施するもの。ただし、当該不良空き家が共有物（民法（明治29年法律第89号）第249条に規定する共有物をいう。）であるときは、当該不良空き家の除却について他の共有者の同意を得なければならず、相続人が複数であるときは、全ての相続人から同意を得ていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 国、県または市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象不良空き家および補助対象不良空き家が建設されている土地に存する建築物（補助対象不良空き家を除く。）、埋設物、工作物、草木等を全て除却し、当該土地を更地にする工事であること。ただし、市長がやむを得ないと認めたいものは、この限りでない。

- (2) 建設リサイクル法に基づき適正な分別解体、再資源化等を実施する工事であること。
- (3) 補助金の交付決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の2月末日までに完了することができる工事であること。
- (4) 他の制度に基づく助成等の対象となる工事でないこと。

(補助対象経費および補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う補助対象工事に要する経費とし、補助金の額は、当該工事に要する経費の5分の4の額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。ただし、補助金の額の上限は50万円とする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、次条の規定による補助金の交付の申請をする前に、草津市不良空き家除却促進補助金事前調査依頼書（別記様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家であることの報告書（別記様式第2号）
- (2) 空き家の位置図
- (3) 空き家の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の依頼書が提出されたときは、関係書類および現地調査により審査し、その結果を草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第2項の規定により当該空き家が補助対象不良空き家に該当する旨の通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に草津市不良空き家除却促進補助金交付申請書（別記様式第4号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書（別記様式第3号）の写し

- (2) 不良空き家が存する土地の所有者が確認できる書類
 - (3) 補助対象工事の見積書またはその写し
 - (4) 不良空き家の所有者の相続人が申請するときは、相続関係を証明できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請を適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとし、申請を不適当と認めたときは補助金の交付をしないことを決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の内容の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、草津市不良空き家除却促進補助金変更申請書（別記様式第7号）に、市長が指示する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めたときは補助金の交付変更を決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付変更決定通知書（別記様式第8号）により補助決定者に通知するものとし、申請を不適当と認めた場合は補助金の交付変更をしないことを決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付変更棄却（却下）決定通知書（別記様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止または廃止)

第11条 補助決定者は、補助対象工事を中止または廃止をしようとするときは、草津市不良空き家除却促進補助工事中止（廃止）届出書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、草津市不良空き家除却促進補助工事实績報告書（別記様式第11号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 着工前後の全景写真

- (2) 除却工事施工者との契約書の写し
 - (3) 除却工事施工者の建設業の許可または解体工事業の登録を証する書類の写し
 - (4) 建設リサイクル法届出書の写し（不良空き家の床面積が80平方メートル以上であるときに限る。）
 - (5) 除却工事施工者が産業廃棄物を委託処理したときは、収集運搬業者および処分業者との処理委託契約書および許可書等の写し
 - (6) 除却工事施工者が発行した請求書および領収書の写し
 - (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）のうち排出事業者用の票の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告は、当該事業の完了の日から起算して30日以内または当該補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書を受領したときにおいて、相当と認めたときは速やかに補助金の額の確定を行い、草津市不良空き家除却促進補助金確定通知書（別記様式第12号）により申請者に確定額を通知するものとする。

（交付請求）

第14条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に草津市不良空き家除却促進補助金交付請求書（別記様式第13号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。